二〇一七年度運動方針（案）抜粋

一、二、1.　（略）

2. 二〇一七年度の基本的課題

（略）

（1）（略）これらの課題について、一六年度に端緒を開いてきた国会議員や政党との協力・共同関係の強化を通じた前進を引き続き追求する。具体的な課題と取り組み方向は、次の通りである。

①認可料金制度の確立にむけて、行政、国会、日港協と様々なチャンネルを使った運動に踏み出し、とくに、日港協との共同作業を通じた取り組みを探求する。

②政府の推進する骨太方針に位置付けられた「AI」、「IoT」、或いは「自動化」について、雇用の削減には反対、「産別労使の合意なくして導入なし」の立場で臨む。また、国際戦略港湾（コンテナ・バルクともに）政策における港運事業、港湾労働の位置づけを明確にし、持続可能な港運事業、雇用安定の視点を貫く政策転換を展望していく。

③非指定港問題は、雇用・職域の問題と直結している課題であり、地区港湾・職場組織との十分な連携のもとに取り組みを進める。

④港湾労働法の全港・全職種適用の課題について、労使の共通認識が着実に深まっているとの証として二七春闘協定で「全国適用を理解する」と明記した。この立場で、政・労・使協議を積み上げていく。

⑤荷主・ユーザー本位の港湾・物流政策が、関税制度の規制緩和と相まって、いわゆる通過貨物の増大となり、港湾の職域・業域を更に狭めている。一七年五月に起きた「ヒアリ」の上陸は、港湾の水際チェック機能の重要性を再認識させられるものである。この立場から、具体的には税関行政の規制緩和（AEO等）、コンテナラウンドユース、内陸倉庫（内陸通関の拡大）問題について、港湾運送行為それ自体を否定しかねない国策の表れを明らかにし、これを労使共通の課題として取り組む。

⑥港湾政策の審議・作成過程に労働組合として関与する必要から、交通政策審議会港湾分科会への参画を取り組む。

（2）港湾労働政策・制度に関し、労働環境整備と不可分な関係にある課題とも位置付け、労使協議・行政関係との協議の両側面から追求する。具体的には、次の課題である。

①常用労働者による港湾労働体制の確立

②検査事業の「指定事業体」対策と検査職種の雇用安定の確立

③関連職種の事業基盤の確立と雇用・労働条件の向上への環境整備

④石綿被害対策に関する四者協議の促進と具体的対策の探求

⑤安心・安全の職場環境の確立

（3）労働環境の整備、労働条件の向上に向けた産別協定の改定を含めた取り組みを進める。また、荷主・ユーザーの攻勢が強まる中で、事前協議制度の抜本的強化、並びに、制度の厳格な運用と「協議」そのものの強化が急務である。そうした視点から、具体的な課題は次の通りである。

①船社のアライアンスに係る雇用と職域の確保を取り組む。とりわけ、邦船三社の統合への対応を重視する。その際、一七春闘協定、中央事前協議議事確認を前提に、「抜本的な対策」の確立をめざし、雇用と職域を奪うものには断固とした姿勢で臨む。

②定年制・時間外算定基礎分母・週休二日制など、一四春闘協定以降の労使協議の到達点を踏まえ、その前進を図る。とくに一七春闘で確認した「定年制」に関する協議の促進を図り、早急に解決の展望を見出すよう努力する。

③一六・一七春闘の課題（熱中症・労災補償、フレキシブルバックの使用禁止）の解決・前進を図る。

④その他、労使政策委員会の継続協議・継続課題の解決の促進

⑤産別協定の履行・徹底を日常的課題として取り組む。

（4）産別労使関係の強化と産別組織強化の課題は次の通りとする。

①「独禁法」問題は、日港協として「独禁法に抵触しない対策を講じる」ことが一義的であり、労使協議とは次元を異にする事項と整理してこの問題の解決を図る。また、一七春闘の経験を踏まえ「制度賃金の産別協定化」に拘った取り組みを進める。

②相互信頼、「共生」の道を探求する産別協議体制（二者＝二者協議体制）を深化させ、ユーザー・行政・国会に働きかける労使の力をつける。

③四国地区の地区団交権の確立と三島川之江港の指定港化を一体的な取り組みとして進める。また、鹿島・千葉・広島など、地区港湾組織の強化と産別結果への具体化を展望した取り組みを進める。

④全国港湾そのものの組織強化・拡大、産別機能の強化を進める。

（5）「グローバル危機からグローバル正義へ―交通運輸労働者の反撃」、「キャンペーン中心（行動する）のITF」とのITF運動の基調に沿って国際連帯活動を促進する。具体的には、次の課題を遂行する。

①「自動化」や荷主・船社の横暴を許さないたたかいを日本からも発信する。

②ITF方針に団結したPOCキャンペーンなどの国際活動を促進する。

③世界の港湾・交通運輸労働者（組合）との相互連帯活動を強化する。

（6）安倍首相自身が、憲法九条の改悪案を二七年秋の臨時国会で提案すると公言した。労働法制や社会保障の改悪という課題だけでなく、平和・民主主義・国の在り方の根底が崩される事態に直面している。これらの課題を港湾労働者に立脚した視点で受け止め、国民的諸課題の取り組み強化、及び共闘関係の探求を図る。

三、二〇一七年度の具体的取り組みについて

1. 港湾政策に関する取り組み

（1）港湾政策・港湾労働政策について

①適正料金収受と認可料金制度の確立にむけた取り組みイ、労使政策委員会や中央港湾団交において、適正料金の収受はもとより、認可料金制度に戻すことの意義、認可料金に戻す方向を目指したいという認識は労使で一致している。一七春闘協定では「労使の政策課題として認識し、その目的達成に向け協議する」と明記した。この立場で一歩進める運動に努力する。

ロ、そのために、本年度こそ、「（仮称）認可料金復活労使宣言」を採択する取り組みを具体化して前進を図る。

（2）（略）

③非指定港（三島川之江港・非指定港への貨物シフト）問題について

イ、（略）

ロ、したがって、指定港化を求めるとともに、「指定港」となった時を想定し、その場合の変化も見通した取り組みが重要である。三島川之江港における港運事業は、港湾労働者の職域であり、港運事業者の業域であるとの立場で、新規許可の在り方や既存施設の就労の主体は誰かなど、地元労働組合及び地元事業者との協議・検討を重ねて対応する。

ハ、石狩湾新港や常陸那珂港、志布志港は、地区港湾を主体とした指定港化、許可事業者による港運秩序の確立にむけた取り組みが始まっており、これをバックアップする取り組みを進める。

④交通政策審議会港湾分科会への参画めざして、行政・国会など様々なルートへの申し入れ等を進めながら取り組みを進める。

（2）港湾通過貨物対策について

①港湾は、港運事業者と港湾労働者が責任もって行う「共同配送センター」であり、安心・安全の社会的な役割を担う公共財である」との考え方で取り組みを強化する。とりわけ、「ヒアリ」が国内にコンテナ貨物を通じて流入したことは、港湾での水際チェックの重要性を雄弁に物語るものであり、安全の問題はもちろんであるが、港湾の社会的機能の視点で、この教訓を生かした取り組みが重要である。

②通関行政の規制緩和、AEO制度への対応について

現在の通関行政は「税の徴収」はするが「関所」の役割は「効率化」の名のもとに限りなくゼロにしようとしているかに見える。それは、AEO制度の本質が荷主の利便性と港湾作業の省力化にあるからである。「ヒアリ」流入を反面教師としながら、通関行政の規制緩和も通過貨物対策の一つと位置づけ、「港湾で貨物を捌き、港湾で通関する」という原則に立った政策への転換を求めて取り組む。

③（略）

（3）港湾労働と港湾運送事業に係る制度・政策課題等について

①港湾労働法の全港・全職種適用について

（略）

労使の精緻な議論の促進と行政や労政審港湾専門委員会での議論のタイミングを計りながら、政・労・使が一体的に取り組めるよう進める。

②港湾労働法と「同一労働同一賃金法（仮称）」について

イ、（略）

ロ、同時に、港湾労働法は「派遣法」を根拠法としており、常用派遣制度によって「職安紹介」「直庸」を限りなくゼロにしていくとの法の主旨の根幹に触れることも予想される。したがって、港湾労働法への適用は、現行の法解釈・運用を逸脱させない範囲でしか認めないことを基本に対応する。

②地方港における「特定港湾倉庫」対策について

（略）

組合がパトロールで摘発しても「職安は派遣法の適用や港湾運送・港湾労働法との関係をうまく処理できない」可能性があり、現在も、本省と協議を重ねているところである。

ハ、港湾地域の外貨を扱う倉庫は「特定港湾倉庫」として確定させ、雇用と職域の拡大につなげることとする。

（略）

③検査事業の「指定事業体（派遣会社）」対策について

イ、一七春闘において、検数・検定小委員会で「指定事業体」問題について協議することとなった。指定事業体の意義は、港湾運送事業分野に一般派遣を導入させないために、四検査事業者（協会）を退職した検数・検量及び鑑定技能者で、引き続き就労意思と能力を有する者を「指定事業体」に受け入れ、そこからの派遣によって同事業の波動性に対応しようとしたことにある。この意義は今も変わらない。この取り組みは、その後の事業運営に問題があったことを自覚し「本来の姿」に戻すことである。

ロ、小委員会は、四検査機関が足並みをそろえて対応しようとするもので、個々の事情の違いも認めつつ、指定事業体の法的あり方の整理も含め対策を進めることである。

ハ、なお、指定事業体に関わって、検査事業を港湾労働法の適用事業とすることで、問題の解決を促進することができることも念頭に取り組むこととする。（①②③略）

④常用労働者中心の港湾労働体制の確立にむけて、「日雇い不使用協定」の厳守を基本に取り組むこととする。

⑤石綿被害対策に関する四者協議と港運労使の取り組みについて

イ、この間、国会議員を介した協議を進めた経緯がある。しかしながら、労働安全衛生法の「事業主責任」と、「一義的には国の責任」という港運労使の基本認識による論点の違いから、かみ合った協議に至っていない。したがって、建設労働者が「政府による基金創設」の要求を掲げて裁判闘争に踏み切っていることの論点に学び、全国港湾として、行政・国会のチャンネルも生かした取り組みを模索することとする。

ロ、各地区で石綿被害者救済の取り組みを進めているが、あらためて、「平和裏で早期の救済措置」、「港運事業基盤への配慮」を再確認し、安易な係争事件に発展しないよう中央・地区が一体で取り組むこととする。

（4）制度・政策課題の前進のための政党との関係について

①（略）一七春闘では、全国港湾の要求や行政への申し入れについて各政党に理解を求めつつ、港湾労働者の要求を掲げた院内集会への参加を要請した。

②その結果、民進党・日本共産党・自由党・社民党・沖縄の風の参加を得ることができ、各党から、港湾労働者の要求に対する理解と賛同が表明された。その後、具体的な港湾労働者の要求について、国会質問が行われ、課題解決に向けた動きが作られた。

③この経験を踏まえ、全国港湾の要求について理解と協力、共同関係が可能な政党（国会議員）とは、より日常的に相互理解と協力を強める取り組みを進める。

④春闘協定の履行・実施にあたっては、地区・単組（職場）の運動が重要である。その意味で、日常的なパトロール行動に加え、地区港湾主導による「企業内協定の点検・履行活動」を呼びかける。その際、一七春闘協定で確認した下記の課題を、地区産別の役割を発揮すべき課題と位置づけ、中央労使協議も、これを促進するよう取り組む。（②略）

（4）港湾運送秩序の確立と港湾の社会的機能の発揮のため（検査事業の発展へ）

（略）

検数事業にあっては「全貨物数協定」の徹底履行の取り組み、検定事業にあっては、FCL貨物の「全貨物量協定」の適用復活の取り組みを進める。当面的には、検査職種の産別的労使協議への問題提起から開始し、その際、「安全と安心、公正・公平競争はコストに変えられない」との視点で、検査事業の社会的役割と自らの雇用の問題を結合させて取り組むこととする。

（5）SOLAS条約の改正に伴う重量証明について

（略）

全国港湾として信頼する四検査機関（海事検定・シンケン・全検・日検）によって担われるよう港運労使の課題に位置づけ取り組む。

3. 労使政策委員会を中心とした諸課題の推進

（1）労使の認可料金制度復活に向けた取り組みの具体化

認可料金制度を復活させることは、法律的な課題であり、行政施策に係る課題である。（略）労使が国会や行政に働きかけている土壌を作り、先にあげた「労使宣言（仮称）」の取り組みを進め具体化に踏み出すこととする。

（2）継続協議事項の推進

①ゲートオープンへの対応については、これまで個々の事案（港）の検討によって対応してきた。しかし、事の本質は港湾のロケーションの問題であり、その立場から、港湾管理者や国に「労使の提言」として問題提起し、港運労使だけが汗をかくような対応に区切りをつけられるよう進める。

②独禁法問題について

イ、（略）

ロ、全国港湾の「独禁法」に関する考え方は、以下の通り明解である。

a、産別交渉で賃金を確定していくと自体、何ら問題はなく、独禁法に触れる恐れはない。独禁法によって判断されるのは、事業者の行為であって、労働者（労働組合）が問われることはない。

b、賃金交渉の結果、賃金引上げがあり、その結果が仮に作業料金に効果が生まれるとしても、憲法上認められた労働基本権の効果であって、それに独禁法は及ばない。

c、問題は、この賃金交渉の結果に関する効果をどのような方法で表すかであって、それ自体は、事業者が個別に行う営業行為の問題である。

ハ、したがって、憲法に保障された権利として、「産別交渉・産別協定締結」に拘った労使協議を進める。一七年六月の労使政策委員会では、事態に変化なく推移するなら、「年末年始荷役は協力できない」ことを通知した。秋年末闘争では、これが焦点になる。この考え方で進むことが共通認識となるよう合意形成に理解を求める。

ニ、一七春闘協定で産別制度賃金として明記できなかった「一六八、九二〇円」は、放置すれば、その意義が薄れることは明らかである。したがって、一八春闘において産別協定として改定して明記することで一七春闘の数字を実質化することが必要である。一八春闘への準備として、このたたかいの必要性を、確認しておきたい。

③時間外割増率の制定に関する協議の促進

一三春闘で要求して以降、踏み込んだ協議になっていないのが現状で、一六春闘において労使政策委員会での協議に付すこととなり、一七春闘では議論の緒に就くことができなかった。産別協定に、この規定がないのは弱点であり、粘り強く交渉を進めていくこととする。

④年末年始特別有給休暇の休日化の取り組みについて

イ、年末年始特別例外荷役の実施は、ユーザーからの要請があり、必要な賃金や手当を支払うことの確認ができるかで判断する。ただし、先述した通り、本年度は独禁法問題が解決しない限り「協力しない」ことを基本として対応する。

ロ、一二春闘協定で、一二月三一日の休日化を協議する際に際しては、「一月四日の取り扱いについて協議する」と確認している。これは、一月四日を平日扱いとしたいとする日港協の提起について、平日化を合意はできないが、日港協が提案する権利はあるのだから「協議はする」としたものである。すでに、昨年段階の労使政策委員会で提案されているが、「一月四日の平日化には基本的に反対の立場」で対応する。

ハ、昨年度一二月三一日を「年末年始休日」としたことで、いわゆる年末年始特別有給休暇として残り、休日化への課題となっているのは一月四日のみとなった。本年度は、年末年始休日にしていく年度ではないが、来年度に控えているだけに、上記ハ項の「平日化問題での立場」を改めて再確認しておく。

（3）産別協定の全港・全職種適用への拡充と整理

①産別協定は、第五条（適用範囲）において「この労働協約は特段の定めがない限り、港湾で働くすべての港湾労働者に対して適用する」とし、「ただし、各協定条項に適用範囲を明記している場合は、それを適用する。」と明記している。

②（略）しかし、例えば、週休二日制は六大港船内船側沿岸職種が適用である一方、年末年始例外荷役は全国適用といった矛盾がある。

③したがって、次の考え方で要求し取り組む。

イ、産別協定は「全港・全職種適用」とするよう改定要求を行い、拡充する。

ロ、対象を限定する必要のある協定に限って、「例外的に適用を特定」する。

ハ、二〇一三年以降の協定を現行協定集に組み込み整理・編纂する。

ニ、具体的には、一八春闘で要求し、一八春闘協定も含めて編纂作業を進める。

4. 安全対策、安心・安全の職場目指して

（1）安全専門委員会を中心とした、着実な安全対策

①六春闘協定で確認した、熱中症対策、労働災害補償制度の確立に向けた取り組みは、安全専門委員会を中心に進んでいる。したがって、引き続き、専門委員会の取り組みを強化し、要求と諸課題の前進を図る。

②一七春闘協定において、日港協は「フレキシブルバックによる液体輸送事故については事態を重視」するとして、この課題について盛り込んだ経緯がある。国会質問等の取り組みの結果、経産省・国土交通省も再調査に乗り出している。安全への労使の社会的使命として、いち早く対策が講じられるよう安全専門委員会などで対応を進めることとする。

（2）日常的な安全活動の活性化へ／安全なくして労働なし（①②略）

③一七年六月の「ヒアリ」の流入は、港湾労働者の安全だけでなく、国民の安全をする港湾の使命を再確認できる事態であり、この経験を活かし、何よりも「水際チェック」の重要性を社会的にも発信していけるよう努力する。

④気候変動・異常気象が指摘されるが、豪雨・雷・竜巻といった気象変化が、職場と港湾労働者の安全を脅かしている。広大なエリアにあって、急な落雷や竜巻に港湾労働者は逃げ場のない状況に置かれている。津波対策と同様に「一斉避難警報」や「避難施設の設置」等の対策について具体化の検討を進める。

③原発事故にともなう放射能汚染の影響は今も続いている。少なくなったから安全という問題ではない。したがって、引き続き港湾労働者を守る立場から、輸出中古自動車（建機含む）の線量検査を四検中心に行うこととする。

5. 海上コンテナの安全運送などの課題について

（1）四五Fコンテナ輸送に反対する取り組みについて

①四五Fコンテナの公道走行を認めない取り組みを進める。また、幅広コンテナについても、一つ一つ労使が情報をつかみ「安全・第一」で対応するよう取り組む。

②中央・地区と一体の取り組みとして、都道府県道路局や警察への申し入れや、ターミナル事業者への申し入れなど、「ターミナルから出さない」、「ターミナルに持ち込まない」取り組みを検討し実施する。

（2）二〇一五年に国交省が発出した、「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドラインの一部改訂について」に着目し、検査事業者と重量証明の推進と同時に、国民の安全・安心、ドライバー自身の安全を確保することを、行政交渉などを通じて、荷主への周知徹底を図ることとする。

（3）引き続き「海上コンテナ安全運送法（仮称）」の制定に向けた取り組みを進める。

（2）一七春闘課題（事前協議制拡充、関連職種の課題）

①事前協議の運用強化と雇用と職域を守る運動について

イ、事前協議制度の対象について、「荷主・メーカー等が港頭地区に進出する件」及び「自動車専用船を追加する件」を要求し、「制度の手続き及び運用面での課題について中央事前協議会において協議する」と確認している。

ロ、本件については、日港協事務局案について事前協議労側委員で検討を進めているが、引き続き要求の趣旨を沿って改定できるよう取り組む。

②船社のアライアンス再編、「合理化」に対する取り組み

四、五、六、七、（略）